

# Alternative Systems Study Bulletin

第18巻第3号

(2010年9月13日)

---

## サブ政治の時代の社会運動とは

序章 政策提言という問題意識

第一章 サブ政治とは何か

第二章 サブ政治に対する対抗運動

第三章 伝統的政治の問題点

第四章 国家論、民主主義論の見地から

第五章 政党政治を超えて

## 今日の目的意識性についての断章

## 後記

---

編集 境 毅

連絡先 〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169 号 貿易研究会

ホームページ <http://www.office-ebara.org/>

メール [sakatake2000@yahoo.co.jp](mailto:sakatake2000@yahoo.co.jp)

会費 正会員 : 年間 1口 10万円

賛助会員 : 年間 1口 3万円

購読会員 : 年間 1口 1万円

振込先 口座名 : 資本論研究会

(郵便振替) 口座番号 : 01090-5-67283

## サブ政治の時代の社会運動とは

### 序章 政策提言という問題意識

#### 1. 政策提言活動の経過

私は、05年に行われた、ジャンテ氏招聘国際市民フォーラムで、社会的経済・社会的企業促進の運動とはじめて出会いました。それまでは社会的経済という言葉は、ヨーロッパの事例を紹介している書籍は何冊か出版されていて知識の上のものでしたが、この事例をモデルに日本でもそれを促進して行こうという運動に合流したのです。ジャンテ氏招聘国際市民フォーラムは、東京、大阪、水俣でそれぞれ集会を持ちましたが、大阪の集会を準備した関西実行委員会が、フォーラム終了後も活動を継続しようということになり、06年に共生型経済推進フォーラムを結成し、その秋にはイタリアからボルザガ氏を招聘してシンポジウムを行っています。

フォーラムの活動については、出版物を見ていただくとして、小規模のシンポジウムと運営委員会を重ねるなかで、07年7月の第2回総会で、社会的企業促進のための政策提言を2年間かけて準備することを確認しました。その担当が私に回ってきて、政策提言についての準備作業をとりあえずは大まかな見取り図として提案しましたが、しかし日本における社会的経済や社会的企業については情報が蓄積されていないことが分かり、結局は政策提言の前には調査が必要だという結論に達しました。

それで、08年9月から社会的企業家聞き取り調査を開始、翌年2月まで継続し、09年2月21日に聞き取りに応じてくださった方々を招聘してシンポジウムを実施し、ひと区切りをつけました。そのご、09年6月のフォーラム第3回総会で聞き取り記録の出版が決定され、10月には『誰も切らない、分けない経済』（同時代社）を出版する運びとなりました。

本の校正中の09年夏に政権交代がなされたので、出版物を武器にロビー活動を本格化させ、社会的企業促進の議員連盟結成への働きかけなどを行ってきました。

#### 2. 政権交代による新しい事態の出現。

政権交代によってそれまでの政治ではありえない事態ができてきました。私の知り限りですが、09年末には障害者制度改革推進本部の下に制度改革推進会議が発足しました。これは障害者自立支援法の廃止と総合福祉法の制定、及び国連の障害者権利条約の批准のための国内法の整備の二点を課題に活動を開始しましたが、委員の多数が障害者団体の代表で、事務方にも障害者団体の代表が、官僚と同数を占めています。またこの会議の下に、総合福祉部会が設けられ、障害者自立支援法に代わる総合福祉法の内容の検討が始まりました。総合福祉部会では、共同連も委員として参加し、共同連の主張していた社会的事業所が取り上げられています。

この動きとは別に、内閣府の下に「新しい公共円卓会議」が開催され答申を行いました。ここでも社会的企業促進が謳われました。そしてこれに対応するかのように「新しい公共市民キャビネット」が立ち上がり、市民運動の側からの政策提言が始まりました。

こうした事態を受けて、フォーラムは社会的経済・社会的企業促進の運動を、社会的事業所法制化に絞り込んで『緊急政策提言』を準備し10年7月25日に冊子を発行しました。というのも、政府側では新しい公共というイメージとの関連で社会的企業が企業の社会的貢献やベンチャービジネスの起業といったアメリカ型の意味で理解されて、これが振興されようとしていることに対して、社会的包摂をめざしたヨーロッパの労働統合型の社会的企業のイメージを社会的事業所という言葉で表現してこちらの法制化を実現しようとしたのです。

#### 3. 鳩山・小沢つぶしと菅内閣の成立、参院選の敗北

成立した鳩山内閣はまず「政治とカネ」でマスコミに揺さぶられました。さらにアメリカとの関係の再編も含んだ普天間基地移転での対応にマスコミはアメリカ目線で内閣を攻撃し外務省、防衛省も内閣に協力しないという事態が生じました。頻繁に行われるマスコミの世論調査での内閣支持率低下に、ついに鳩山は辞任します。

鳩山の後を受けた菅内閣は、「第三の道」を提起しましたが、言葉だけでした。財務省の官僚の言いなりで消費税増税に踏み込み、参院選での敗北を招き寄せました。参院選では1人区で自公の選挙協力が復活しこれが民主党の敗北を決定付けました。こうして生まれたねじれ国会で、鳩山政権の下で始まった障害者制度改革本部などの変質が起きようとしています。

#### 4. 再び草の根ロビー活動へ

この間のロビー活動の総括として、日本においてはサードセクターが存在しているにも拘らず、それがそれとして認知されていないばかりか、当事者にもその意識がないことが最大の問題であることを知りました。菅首相の「第三の道」に中味がなかったのもこれが原因でしょう。

今日の社会のセクターは、公的セクター、私的（営利）セクター、そしてサード（非営利民間）セクターというように想定されるのが普通ですが、日本では官僚がサードセクター（第三セクター）という言葉で自治体と民間の共同事業（ほとんどが巨大な赤字を抱えて立ち行かなくなっている）という特別な意味に使い、サードセクターの本来の意味を抹殺してきたのです。共生型経済推進フォーラムが定款や趣旨書で、サードセクターや非営利協同セクターという言葉を使用していたことに対して、大阪府の担当者はこれらの言葉の意味がわからないといって、別の言葉に置き換えるように要求してきたという事実が日本の現状を示しています。

このような日本の現状を知る時、事実上存在している日本のサードセクターの構成員に、サードセクターとしての意識と21世紀の社会システムにおけるその役割を自覚して行動できるようにしていくことが課題だと実感しています。協同組合基本法をテーマに生協、農協、労働組合、全労済、労福協、労金などをまとめきることが新たな課題となってきています。

（この論文は、2010年8月7日に行われた協同組合運動研究会での報告のレジュメを元に文章化したものです。序文は研究会参加の皆さんに向けて作成したもので、今回文章化した部分とはバランスを欠いていますが、あえて収録しておきます。）

## 第一章 サブ政治とは何か

### 1. 個人化されたリスク社会

ベックはその著書『リスク社会』（邦訳『危険社会』法政大学出版局、原書は1986年出版）でサブ政治（本来政治の領域に属してはいなかった科学・技術が政治的な力を発揮している事を指す）を提起しました。ベックは1970年代を過渡期として、西ドイツが「階級社会」から「リスク社会」へ移行したと見ています。リスク社会という考え方は、従来はリスクや危険が自然災害のように人間の社会の外からもたらされるものであったのに対して、現代では人間社会そのものが科学技術の発達とそれの産業への適用によって、たえずリスクを生み出すようになってきているという事実にもとづいて提起されています。

たとえば残留農薬や添加物による食品汚染は目に見えるものではなく、五感で感じられるようなものではありませんが、食べ続ければ中毒症状が出ます。しかしその因果関係はなかなか突き止められないばかりか、消費者が自分で分析できるものでもありません。食品分析の専門家に任せるしかないし、被害が出てきたところで、政府は許容値を決めて取り締まります。許容値について、ベックはそれが「大気、水、食品の中にあることを『許容される』有害かつ有毒な残留物の値」（『危険社会』、101頁）とみなし、これは「有毒物質の生産が許され公に認められる」（同書、101頁）ことだから汚染に許可を与えたことになるという批判をしています。つまり依然として消費者がリスクに曝されている状態は変わらないのです。

農薬とか添加物は科学技術の産物です。それは生産性の向上という目的に沿って応用され、人びとをリスクに曝します。当初からリスクの発生が予想されたとしても、農作物を害虫や細菌から守ることや加工食品を長持ちさせるという誘惑には勝てません。こうしてリスクに曝されることで被害が出て、消費者が抗議するとこれが政治問題となり、始めて規制や使用禁止が決められます。

このように産業に応用された科学技術は今日では政治問題化せざるをえないリスクを常に生産しており、これに注目してベックは科学技術をサブ政治と呼んだのでした。

実際現在の、原子炉技術、電子工学技術、遺伝子技術、などの発達による技術の経済への適用はリスクを生み出し、環境問題も社会の外の問題ではなくて徹頭徹尾社会的な問題であるとベックは主張しています。このように科学技術がもたらすリスクとそのサブ政治化は実はリスク社会の一側面でしかありません。というのも人々の労働生活もリスクに曝される時代になっているからです。科学技術のもたらすリスクによるリスク社会への転化と軌を一にして労働生活における変化も進みました。

ベックは西ドイツの1970年代に起きている変化を、労働市場過程の力学による個人化と、それによる社会的不平等の個人化と見て、福祉国家からリスク社会への転換を読み取りました。つまり社会そのものがリスクを生み出しているという先に述べた問題と、リスクに曝される主体が階級ではなく個人となっているという点がリスク社会の本質として捉えられているのです。

労働市場過程の力学とは、労働市場のフレキシブル化のことです。製造業中心だった頃の労働市場が比較的安定していたのに対して、70年代にはサービス業が中心となり、労働市場での不安定な就労が占める位置が大きくなり、失業者の増大が起きてきました。この産業の変化による雇用制度が生み出したリスクが、個人化によって、個

人の能力の問題として受け止められるようになってきていることがリスク社会の特徴であるとベックは主張します。つまり、科学技術が生み出すリスクのほかに雇用制度の変化がもたらしているリスクが加わっているのです。

この新しく出現した二重の意味でのリスク社会では、政治システムの様々な機関の機能麻痺が起きています。というのも今日リスクを作り出しているものは、科学や技術といった、従来では政治には数えられなかった分野での発達と、それが産業に適応された場合に生み出される新しいリスクで、そのリスクが生み出されてから政治問題となり、政治はあらかじめこのリスクの発生の原因を停止しえないという意味で、無力だからです。また雇用問題について言うなら、それは自己責任とされて公的保障の外にあるものと見なされているからです。

### 2. サブ政治とこれへの対抗

ベックのサブ政治論は今日政治や階級闘争について考える時に避けて通れない問題提起をしています。そこでベックの議論を紹介しながら、少し詳しくサブ政治について解説してみましょう。

「政治システムのさまざまな機関（議会、政府、政党）にとっては、産業、経済、テクノロジー、科学というような生産の分野がシステムの機能上前提として必要になる。ところが、それによって、さまざまな社会生活領域を永久に変えてしまうような変化が、あらかじめ組み込まれる。そして、そのような変化は全て技術＝経済進歩の名の下に正当化されるのである。だが、このような形の変化は、民主主義の最も単純なルール——社会変化の目的を知っておくべきこと、話し合い、採決、同意の必要な——と相容れない。」（379頁）

ベックが概括したような、西ドイツにおける産業社会からリスク社会への移行は、民主主義にもとづく政治的機関の決定によるものではなく、もっぱら技術的経済的変化によるものでした。ということは、技術的経済的なものが社会生活領域を完全に変えてしまうような力として働いているのです。そしてこのような力は民主主義のルールに従って行使されているわけではないことにベックは注目しています。

こうして、社会変化に関して言えば、「政治の停滞の一方で、技術＝経済システムの想像を絶するようなめまぐるしい変化が進行している。」（380頁）のであり、「政治と非政治の概念が曖昧になり、概念の体系的な修正が必要になる。」（380頁）とベックは問題提起をしています。まず従来の政治の枠がとり払われてしまいます。

「二つの事態が進展している。一つは、社会福祉国家という形の公的介入がその成功のゆえに色あせていくことである。もう一つは、大規模な技術革新の波とこれがもたらす未知のリスクである。この二つの事態が同時に進展していくことにより、政治の枠がとり払われることに至る。」（380頁）

これは結局は従来の福祉国家が予定していた国民の生存状況が、技術的経済的なものによって大きく変化させられるなかで、新しく生まれてきた国民の生存状況に対応できなくなってきたということでしょう。ちょうど今日の日本がその状況にあります。日本の場合、自民党政治がずっと継続していたこともあって、政権交代後の民主党の政治への期待が高まってきているという相違があります。それはともかく、ベックが政治の枠がとり払われるというのは、本来非政治的とみなされてきた技術的経済的なものの政治的役割を認めようとする見地からです。



「変化とそれに伴う潜在的なリスクが増大するのと並行して、技術＝経済的発展が、非政治としての性格を失うのである。新たな社会の輪郭は、もはや議会で話し合いや行政府の決定によって決められるのではない。それは、電子工学、原子炉技術、人間遺伝学の発展によって決まると考えられるようになる。……技術＝経済的発展は、政治のカテゴリーにも非政治のカテゴリーにも入れられない、つまり何か第三の形の政治、いわばサブ政治という不確かでどっちつかずの存在となる。」(381頁)

技術的経済的なものは、本来政治的なものではないしまた政治のルールを持っているわけでもありません。しかし、そのようなものが、社会の変化を推し進める力を持っていることを認めるベックはこれにサブ政治と名づけたのでした。もともと経済発展は社会を変えていくというのはある種の常識ですが、しかし、これまでの理解は、資本主義の発展によって、二大階級からなる社会が形成されるという意味でした。ベックは二大階級が形成されて以降の社会の変化を個人化と位置づけ、個人化を推進する力を技術的経済的なものに見出して、これをサブ政治と規定したのでした。

「今や社会を形成する潜在的な可能性は政治システムから科学＝経済的近代化というサブ政治システムに移っている。政治と非政治との間の不明確な転換が生じる。政治的なものが非政治的となり、非政治的なものが政治的になる。」(382頁)

戦後の福祉国家の時代には、国家独占資本主義論が幅を利かせていますが、それは国家の経済過程への介入による社会形成という文脈でした。ベックは多分このような考え方との対比で、社会を形成する潜在的な可能性の、政治システムからサブ政治システムへの移行を説いているのでしょう。サブ政治が主導的となったことで、「政治の機関は、自分が計画もしなかつたし、形成することもできない発展の弁護人となり、どういふわけかその責任も持たなければならない。一方、経済と科学における決定は政治的内容を含まざるをえないが、この決定を下す当事者はいかなる正当な権限も持たないでそれを行う。社会を変える決定はどこかわからないところから無言で匿名で下される。」(382～3頁)という事態が現れます。

では、サブ政治が社会を変えていき、政治をリードするような時代にどのような運動が可能となるのでしょうか。

「政治＝行政システムはもはや政治が行われる唯一の場所、あるいは中心ではありえない。まさに民主化によって、形式的な権限や機能の規定にもかかわらずさまざまな形で政治への参加が生じ、政治的取引が生じ、法の解釈が変えられる。そして、これらに対する抵抗も生じる可能性がある。」(391頁)

一昔前の運動は政治運動であり、権力や政治機関に向けて闘われましたが、そのような運動のスタイルとは異なる運動が登場してきています。政治の場以外での運動であるがゆえに、社会運動を名付けられていますが、しかしベックはそのような運動にも、政治性を見ようとしています。「専門細分化した民主主義のほか、新しい形態の政治文化が形成される。」(395頁)結果、「市民はこれまでのきまりきった形の政治活動の概念では、全く捉えられないような多様な形態で政治的活動をはじめた。例えば、市民運動であり、さらには、いわゆる『新しい社会運動』であり、そして最近では、オルタナティブで批判的な職業活動である。」(396頁)というのです。

ベックは新しい運動について、市民運動と社会運動、それにもうひとつ、市場経済と雇用労働とは別の働き方を挙げています。ベックがこのような新しい運動の政治性に注目するのは、それらが経済や科学といったサブ政治に対抗しようとする運動だからです。

「これらのサブ政治(経済、科学)は実際は社会的生活の基盤を変化させているのであり、自分の手段を用いて政治を行っているのである。」(457頁)

サブ政治とこれへの対抗について 1980年代半ばに明らかにしたベックはその後グローバル化について研究し、2002年に『グローバル時代の世界政治経済学』(邦訳『ナショナリズムの超克』NTT出版、2008年)を発表しますが、そこではコスモポリタン(世界市民)的視点が提起されています。ベックが世界市民の力としてあげているのが国際的なNGOの活動と並んで消費者としての市民の不買運動です。理由はそれが多国籍企業に対する有効な打撃を組織できるからです。

このようにベックが分析したグローバル化され、個人化されたリスク社会で、人びとはどのようにしてリスクから身を守ることができるのか、そしてこのようリスク社会を変えていくことは可能なのか、このことについて考えてみましょう。まずは身近な遺伝子組み換え食品のケースから見ていきましょう。

## 第二章 サブ政治に対する対抗運動

### 1. 遺伝子組み換え食品とは

サブ政治に対抗する運動として、現在進行中の遺伝子組み換え作物・食品の表示を求める運動の事例を紹介しましょう。はじめに遺伝子組み換え技術の食品への応用の歴史を簡単にまとめます。

1973年、カリフォルニア大学のバーグとコーエンらにより、初めての遺伝子組み換え実験が微生物を使って成功し、遺伝子工学がスタートしました。

1894年、アメリカでタバコを用いて遺伝子組み換え植物第一号が作られました。以降次々と組み替え作物が開発されていきます。

90年代に入って、開発企業は、人の遺伝子治療や食品に応用化を求めるようになってきます。

1992年に米国食品医薬品局(FDA)はバイオ産業の意向を受けて遺伝子組み換え食品の従来の食品との「実質的同等性」という新しい安全性評価の基準を打ち出しました。この評価基準だと動物実験は必要ないし、表示の必要もないということになります。これがOECDの「バイオ食品の安全性評価レポート」に取り入れられ、日本の厚生省の安全性評価も同じ内容となりました。

組み替え食品は、遺伝子の組成を人為的に組み替えたわけですから、全く新しい性質を持ったものであるにも拘らず、動物実験もされておらず、実験による安全性が立証されたから発売されているわけではありません。この安全評価基準によってアメリカ合衆国の住民は、そうと知らずに10年以上にわたって遺伝子組み換え食品を食べ続けてきたこととなります。

1994年初めての組み換え食品である、日持ちを良くしたトマトが開発されました。以降大豆、ナタネ、トウモロコシ、ジャガイモ、棉花など次々と開発されていきます。

1996年2月日本政府はアメリカの要請を受けて安全性評価指針を策定、11月頃から輸入に踏み切りました。

### 2. 反対運動

1996年11月 「遺伝子組み換え食品いらない!キャンペーン」が立ち上げられ、

表示を求める署名活動に取り組みます。日本消費者連盟、子孫基金、生協などが幅広い運動に取り組み、請願署名は 120 万筆集めました。

EU は表示を義務付けた結果、遺伝子組み換え食品 (GM 食品) の輸入は進まず、アメリカは表示させないよう圧力を掛けています。

表示を求める運動から出発し、さらに一步進めた取り組みも始まりました。1998 年、生活クラブ連合会は全農と提携して NONGM のコーンなどの飼料作物の輸入をはじめめています。これが可能となったのは、全農がアメリカのニューオーリンズに全農グレインという子会社を持ち、直接アメリカの生産者から買い入れるシステムを持っていたからでした。全農は 1991 年からポストハーベストフリーの飼料の輸入を手がけていましたが、これを土台に NONGM の輸入が可能となったのです。

また遺伝子組み換え作物の花粉の飛散から作物を守るために、遺伝子組み換え食物のフリーゾーンを拡大していく運動も始まっています。

生活クラブ連合会は、現在「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」と一緒に、次の三つの活動を展開しています。

食品表示制度を抜本改正し、すべての食品・飼料に GM 表示をさせる活動。

GM なたねの国内自生を市民が監視する活動。

遺伝子組み換えから生物多様性を守る活動。

### 3. 今日の時点から

1992 年に米国食品医薬品局 (FDA) が定めた組み替え食品に対する「実質的同等性」という安全基準は、実はモンサントの上級顧問であったマイケル・テイラーをいう人物が役所 (FDA) に入ってつくった事が暴露されました (ジェフリー・スミス『偽りの種子』、家の光協会、137 頁)。またモンサントは秘密に動物実験をしており、結果はプシュタイの実験と同じ悪い結果が出ていました。その実験データが公開されています (安田節子 HP 論文「遺伝子組み換え作物の問題点」、11 頁)。他に組み替え飼料で家畜に影響が出ているという事実もあり、アメリカでも新しい動きが出てきています。

『偽りの種——遺伝子組み換え食品をめぐるアメリカの嘘と謀略』ジェフリー・スミス、を読めば、モンサントがベトナム戦争の枯葉剤の毒性で企業のイメージを低下させたにも拘らず、遺伝子組み換え技術による組み替え食品の独占的販売と、種子の独占を狙って巻き返しを図り、政府とマスコミを支配して遺伝子組み換え食品を氾濫させてきたことが分かります。そしてそれと知らずに食べ続けてきたアメリカ合衆国の住民たちも表示を求める運動に取り組み始めています。『The future of food』という映画が作成され、上映運動が繰り広げられて、カリフォルニア州のメンドシーノ郡では遺伝子組み換え作物が禁止になったとのことです (安田論文、16 頁)。この映画の日本語版 DVD『食品の未来』が販売され日本でも上映運動がなされました。

### 4. サブ政治としての遺伝子組み換えとこれへの対抗運動

遺伝子組み換え食品を開発した巨大バイオ企業モンサントは、種子の独占と特許権によって自らの独占的な利益を獲得しようとして政府機関に働きかけ、GM 食品の商品化を押し進めてきました。

GM 作物の栽培自体、組み替えられた遺伝子を持つ花粉を環境に排出し、他の植物

と交雑して生物多様性を破壊します。特に風媒花であるトウモロコシの花粉は遠くまで拡散し、メキシコに自生している原種にも交配が進んでいます。この事態は一旦起きれば止めることは不可能です。また家畜や人が食べることでリスクにさらされています。

未来に向けて永続的に汚染を拡大する遺伝子組み換え作物に対して既成の政党は対応し切れませんでした。自民党はバイオ企業の側であり、野党であった民主党も関心を持ってはいませんでした。新しい技術が生産に適用されて新種の食品が生み出されるということ自体が持っているリスクとそれに対する対応は、市場に流通している既成の食品について疑問を提起して共同購入している生協の組合員の「自分自身の人生」への不都合な干渉に抗議する日常的な取り組みが土台となってなされてきたのです。サブ政治への対抗と、問題点の政治空間への提起がこの運動によってなされてきたのでした。

## 第三章 伝統的政治の問題点

### 1. 日本のノメンクラトゥーラ支配

伝統的政治は、人びとに自らの政治を、政党と議員にお任せする代議制にもとづいていました。保守派だけでなく、左派も同じ政治観を持っていたのです。政党政治の限界がいかんにして作り出されたのか、そしてその根拠はなにか、ということについて考察してみましょう。

日本の現実の政治は、自民党時代は中央では官僚が仕切り、政治家は業界団体や運動団体などのプレッシャーグループの要求をくみ上げ官僚の政治に反映させるという仕組みでした。政党政治の中核は中央官庁の官僚が握っていたのです。

日本の場合政権交代がこれまでなかったことによって、中央官庁にはノメンクラトゥーラ制が敷かれ、官僚は天下りという共通の利害で一致して自己の利益と省益とを追求してきました。このような中央官庁の官僚任せの政治では、福祉国家からリスク社会への転換に際して政策的対応をなすことができません。ついに政権交代が実現されましたが、官僚のノメンクラトゥーラ制と記者クラブを通したマスコミ支配は継続されていて、民主党の新たな政策対応に抵抗しているのが現状です。

ノメンクラトゥーラとはソ連共産党が使っていた任命職名表のことで、転じてソ連の特権階層を指します。日本の官僚制には江戸時代から続く「同期横並び昇進」という慣行があります。例えばある官庁に同期の人間が 10 名いるとすると、トップの事務次官になれるのは一人ですから、9 名は昇進の過程で都度外に出て行かねばなりません。これを保証するのが天下りで、中途退任者には現役以上の待遇が用意されています。この官僚の天下り用に用意されているものが公益法人や特殊法人で、公益法人には 12 兆円の税金がつぎ込まれています。国が管理する公益法人は 7000 を超え、内 2300 の法人には 6000 人のキャリア官僚が天下っているといわれています。天下り官僚の待遇は現役時代と変わらず、渡りのたびに退職金がついて回ります。

日本の国家自体の財政的小ささに比べて国家に属する地下経済の巨大さには驚かされます。そしてこの地下経済が官僚の経済的基盤なのです。少し古いですが 2000 年度の国の予算は 80 兆円で国の GDP は 500 兆円でした。これに対して財政投融资残高は 414 兆円にのぼり、民間金融機関総貸付高の 630 兆円と遜色ありません。GDP の 8 割

を占める巨額の資金（財政投融资）が国営事業会社に投資され事業を行っているのです。

国の特別会計等が 115 兆円、公庫等が 145 兆円、公団等が 110 兆円、地方公共団体が 83 兆円、特殊会社等が 3 兆円、という次第です。小泉改革による民営化は看板の掛け代えと官僚の焼け太りをもたらし、地下経済の実情がより分かりにくくなりました。（木屋与左右『誰がために国はある』ブイツーソリューション、参照）

## 2. サブ政治への対応ができず

新たな政策対応の必要性は痛感されていますが、その道筋は指し示されてはいません。中央官庁は政党や業界団体からの情報は入りますが、社会が変化していつている時のその変化の実相は把握できないのです。サブ政治が主流となるなかでの中央官庁の政治的無力化が進みます。また、自民党支配の下で新たな政策対応の道筋を示せるような民間団体は育成されず、民主党にしても野党時代にはシンクタンクすら持つてはいなかったのです。

食品表示制度の改革で地方議会での決議を取るために請願した生協の組合員は民主党をも含めこの問題にはほとんど関心を持っていなかったことに気づいています。サブ政治が市場での攻防で人びとの日常的抵抗を生み出しているのに、議会政党にはこの日常の攻防が目に入らず、その意義も理解してはいないのです。

伝統的政治はサブ政治に対抗できなかつたし、また個人化によって、労働組合などの既成の運動団体の力も半減してきています。サブ政治が横行している時代の個人化された社会での政治のイメージを提起することが問われています。

## 3. 民主主義的制度の成熟

まず注目すべきは、議会制民主主義という限りでの国家機関の民主主義的制度がすっかり完成してしまっていることです。この意味で、現代はポスト民主主義国家の時代と特徴付けることができます。日本の政治における官僚主導の問題は、制度問題ではなく別の切り口が必要でしょうが、政権交代に伴う高級官僚の入れ替えが不可欠でしょう。しかし、政権交代で 3000 人の高級官僚が入れ替わるアメリカで、モンサント関係者が官僚になってモンサントに有利な安全基準をつくるというような「回転ドア」的人事がなされていた、という問題もあり、国家機関が完全に営利企業に支配されているというアメリカの現実がポスト民主主義国家の具体像かもしれません。

## 第四章 国家論、民主主義論の見地から

### 1. ヒルシュの国民的競争国家

伝統的政治の批判を今度は国家論の見地から行ってみましょう。ヨアヒム・ヒルシュは『国民的競争国家』（ミネルヴァ書房）で現代の国家（と言ってもヨーロッパの国家）を、フォーディズム的国家から国民的競争国家への転化と特徴づけています。ますます巨大化する多国籍企業と、世界の金融市場のオンライン化で資本の国際的移動が簡単になったという変化の中で、国家も国民経済の総括者という立場に留まっておれなくなっているというのです。

まず大企業の多国籍化によって、国民経済の中で果たしていた大企業の役割が変化して行きます。

「大企業が国内の労働力、市場、インフラストラクチャーを特に拠り所にし、大企業の繁栄が国民国家の境界線内部の成長、雇用、豊かさ等と等しかった時代は、過ぎ去ってしまった。」（『国民的競争国家』、114 頁）

それだけではなく、企業は資本の移動の法的・技術的自由を獲得して国民国家に脅しをかけることが出来るようになりました。

「多国籍コンツェルンは、『世界規模の部品最適調達』戦略に沿って、フレキシブルに、迅速に、企業の一部を、賃金コスト、労働力の質、環境条件、国家の立法、あるいは市場関係から判断してそのときどきに最も有利であると判断される世界の場所へと移転するように変化することができる。」（同書、99 頁）。

こうして、今日の国家は「『経済戦争』へと国民を広範に動員することが問題となってい」（同書、122 頁）る、という意味で国民的競争国家になっているとヒルシュは主張しているのです。国民経済がまとまりを欠き、多様な勢力が国内でも外国でも台頭してくる中で、国民国家の役割は大きく変わってきました。

「したがって、国家が議会によって制定された法律を基礎にして社会の発展を形作るという、つねにすでに誤解を招くイメージを最終的に放棄しなければならない。国民国家はもはや、多少とも形式的に制度化された超国家的政治の次元が国民国家と同じく大きな意義を有しているような複雑に分岐した政治装置の一部でしかない。さらに、地域の政治単位や地方の政治単位は、固有のダイナミクスをますます推し進めており、中央集権国家の単なる延びた腕であるとは理解されにくくなっている。同時に、とりわけ多国籍企業はグローバルな行動範囲をもつ独自の行為主体として確固とした地位を占めているので、政治は、多様な国家組織単位、企業、社会集団の間の多少にも形式化された『交渉』という形態しかとりえず、その結果がどうなるかは、あらゆる参加者の意見が一致するかどうかにかかっている。遠回しに表現すると、これは、国家の任務の『軽減』として叙述されている。いずれにせよ、国家は、自らの手段ではもはやその任務を片づけることはできないだろう。」（132 頁）

国民国家の役割と機能が劣化してきているにも拘らず、国際競争はますます激しくなっています。そしてこの国際競争に向けての国民国家の協力が、議会制を無力化し官僚制を強化してきていると言うのです。

「現在では、多国籍コンツェルンは、グローバルに移動する能力と、移転するかもしれないという単純な威嚇とによって、国家、労働組合、その他の社会集団に対してますます影響力を行使しようとするような地位を獲得している。政治過程が地域的・地方的・超国家的機関の網状組織へと移動しており、その結果、議会はさらに権力を奪われ、国家官僚制はあらゆる水準で強化される。」（133 頁）

ベックのサブ政治に通じるような考え方ですが、ヒルシュは科学技術というレベルではなく、多国籍企業の政治力という意味で、議会を経ない政治が横行しているとしています。

「議会の『機能喪失』という診断はこれまでも長きにわたって下されてきたが、政治的決定過程が国際化しており、また国家官僚制と支配的な社会的権力ブロックとのあいだのどちらかという非公式の交渉システムにおいて本質的な政治的内容が決定されるという事実を考えると、この機能喪失はさらに継続している。」（160 頁）

議会の機能喪失を促進しているのは、一つは政治的決定の国際化、もう一つは官僚制がもつ企業集団との非公式の交渉システムの強化、です。そしてこのような議会の機能喪失は議会政党の変質をもたらします。

「政党がその説得力や競争力を獲得しているのは、限られた決定的な投票者の利益を代表したり、あるいは社会的関係や環境に根を下ろしたりしているからというよりもむしろ、メディア能力と宣伝技術能力、すなわちさまざまな公共圏や選挙戦術上の『目標集団』に迅速に奉仕し、中央の戦略や選択について、いわば『ジャスト・イン・タイム』に幹部や党員に対して情報を提供できる能力のおかげである。」(163頁)

政党の変質と共にメディアの変化も顕著です。

「メディアは、伝達機関から固有の内容を有する公共圏へと変化している。」(174頁)そして公共圏的機能を持ちながら、情報の排除機能も広がっています。「広がっている情報消費市場の排除メカニズムは、かつて政治的検閲がなしえた以上に、持続的かつ完璧に作用している。」(175頁)メディアは私的資本それも巨大独占資本の支配下にあり、遺伝子組み換え問題で見たように、アメリカのマスコミの情報操作は完璧でした。

「政治がメディア化され、それとともに政党が商業的なメディア装置の権力構造とメカニズムへ従属するようになればなるほど、攻撃的ポピュリズムへの傾向がますますはっきりと現れていく。」(178頁)

議会の機能喪失がおき、国民国家の役割が縮小しているにも拘らずナショナリズムが拡大するというこのような事情によるのです。

## 2. ランシェールの根源的民主主義論

ランシェールはソ連崩壊以降、それまで体制側が想定していた全体主義対民主主義というイデオロギー的枠組みが無効となる中で、今日の個人の際限なき欲望の支配を民主主義の帰結と見なし、民主主義への憎悪が体制側によって掻き立てられているという現実に対して、古代ギリシャ時代の民主主義を考察することにもとづいてラディカルな民主主義論を展開しています。

ランシェールは民主主義を現代国家として制度化されたものとは考えず、したがって今日成立している民主主義を制度化した国家をポスト民主主義国家と名づけます。そしてこのポスト民主主義国家における民主主義の問題を、この制度においては無視されている人々による係争の提起による新たな政治的共同体の形成の問題として捉えているのです。

その際にランシェールが提起するのが「感性的なものの分有」ということです。同じ人間として、言葉を話すにもかかわらず、奴隷は市民の政治活動からは排除されていて、奴隷の言葉は政治の世界では聞き入れられません。主人と奴隷といったような政治的関係がそれぞれの個人に配属されていることが人々の間に感性的に認められ、それが認識として人びとの間に分有されている、ということにランシェールは注目したのです。政治的紛争とは自らの政治的分け前(権利)を要求して、この既成の感性的なものの分有を打破するような新しい感性的なものの分有を構造化しようとするところに生まれ、この新たな感性的なものの分有を構造化するところに新しい政治的共同体が形成されるというのです。ランシェールは、社会主義的意識は労働運動それ自体からは生まれず、インテリゲンチヤによって外部から注入されなければならないと

するカウツキー・レーニンの定式を継承しようとしたアルチュセールを引き合いに出して次のように述べています。

「68年5月革命によって、大衆に科学をもたらすことを望んだアルチュセールの知識的図式は壊滅しました。そこから私は労働者の解放の歴史を研究して、労働者の解放が、気づかなかつた搾取を意識するようになることであったことは一度もないということが分かりました。解放活動の根底に、直ちに平等を機能させようとする意志があったのです。彼らは、出生と使命に応じて労働者たちに割り当てられた身体や生活・思考・会話様式とは異なるものを、すぐにでも自分たちのために作り出したいと望みました。そこから私は、政治的美学的次元についての考えを導き出しました。それは、感性的なものの分有という権力や法の問題になる以前の、感性的所与そのものの構造化です。政治によって、別の時間と速度が制度化され、見えていなかったものが見えるようになり、それまで仕事をするだけでよいと見なされていた人々が、共に話したり活動したりすることのできる人間として姿を表す共通の場面が開かれるのです。美学という観念そのものが、とるに足らない人々に共有された経験の形式を、いわば名宛人が無名の思考を、芸術界におけるある種の肯定された無名の権力を含んでいます。これは最終的に、政治的なものの基盤にある無名の人間の権力に呼応します。」(『現代思想』08年1月号、163頁)

このようにランシェールの感性的なものの分有に関わる問題提起は、労働者の解放闘争の発生が、社会主義的意識によるのではなく「直ちに平等を機能させようとする意志」にあったという把握をさらに一步進めるものとして提起されているということです。つまりこれは現代の虐げられた者たちの解放闘争の組織論の根底に置かれるべき認識かもしれません。

## 第五章 政党政治を超えて

### 1. 左派政党の組織論

これまでの左派の政治は民主主義制度の要求でした。国家機関が民主化されると、もはや制度の問題ではなく、施策の問題となります。そしてソ連崩壊以降、多国籍企業の巨大化と共に、IT革命で資本の国際移動を容易にする国際金融市場のオンライン化が実現し、国家は国民的競争国家となり、民営化規制緩和が進みました。

他方階級支配の道具という見地から国家を見れば、労働者階級を個人へと解体した時点での支配のあり方が変化したという問題となります。個人化にともない自己責任の要求がなされます。そして、国民を労働者も金持ちも同等と見なして、彼らの間の係争を調停するコーポラティズム国家としての側面は残ります。

さらにその上に、サブ政治の登場という問題がつけ加わります。資本による科学技術の適用が、社会的なリスクを孕んでいて、それへの攻防が既成の政党政治の政治的空間の埒外で展開されています。

このように変化した政治的空間において、伝統的左派の政治のリニューアルが求められていますが、ランシェールの提起に従って、左派の政党の組織論の再検討を試みてみましょう。

ロシア革命を実現した共産党の組織の原型を作ったレーニンは、自然発生的な労働運動は、社会主義的意識に到達することはなく、社会主義的意識は労働運動の外部か



ら持ち込まなければならないと考え、ここに党の役割を求めました。もちろん政治権力を奪取して資本を収奪するという社会主義革命の目的からも党は不可欠のものでした。このロシア共産党を左の極として、議会内改革を求める社会民主主義の諸党派にまで、労働運動に対する党の前衛意識は残存しています。

保守派の党の立ち位置が、資本家や持てる者たちが自己の既得権を守り拡大していくために議会政治を支配するという目的にもとづくものであるのに対して、左派は現実的利害よりも資本や国家の支配に対する抵抗運動を組織してきました。この左派の政党の問題は二つの観点から考察する必要があります。一つは政治権力を奪取することで社会革命が可能となるのかどうかという問題であり、もう一つは運動の外部に前衛としての党が必要かどうかという問題です。前者の問題については既に明らかにしていますので、ここでは後者の問題を取り上げることにします。

## 2. 新しい組織論

市田良彦『ランシユール 新く音楽の哲学』(白水社)は、アルチュセールの外部注入論を批判したランシユールの説を紹介していますが、それに留まらず、外部からの教育という方法への反省として、ジャコトの「知らないことを教える」「知の解放」を紹介しています。「普遍的知性を起点かつ終点とする円環」(市田、231頁)を実現することがジャコトの教育でした。

ランシユールの言うように、プロレタリアートの闘争が、社会主義的意識の外部注入によるのではなく「直ちに平等を機能させようという意志」にあり、かつそれが既成の感性的なものの分有に代わる、新たな感性的なものの分有を構造化する政治的共同体として組織化されていたと見なすなら、ここにジャコトの「普遍的知性を起点かつ終点とする円環」が描き出されているように思います。

この問題は、外部の観察者の視点で運動を見るのか、内部の側からの内容を表現するのかということとも関連しています。外部からの観察は分析して総合するという思考の論理に合致していますが、内部からの表現はそのような形をとりません。ランシユールが感性的なものの分有というとき、これは内部観測に即した表現のように思われます。内部観測とは、内部について観測することや内部から観測するという意味ではなく、対象を分析するのではなく、それを相互作用の過程として認識しようという方法です。

この内部観測を文化知の方法で探ってみましょう。思考が対象の分析を続け、最も単純なものにまで掘り進んでしかる後に、そこから分析した諸概念を総合して対象の概念を思考の上で作り出すのに対して、内部観測の場合に、お互いが関係し、総合することを通して抽象化がなされるという形態規定の論理を用いてみるのです。

現在の社会の人びとの感性的なものの分有がある内実として構造化されている場合、人びとは対面関係において他者を鏡としてこの分有を相互に承認しあいます。この構造化された分有とは異なる「直ちに平等を機能させようという意志」が感性的なものとして伝播していけるのは関係の継続が運動として機能する中での出来事となるほかはありません。しかもそのような過程は外部から見れば「知らないことを教える」ことであり、「普遍的知性を起点かつ終点とする円環」となるでしょう。

関係の中での抽象は、人々が関係する中で同一性を感覚することであり、唯一性としてある諸個人の間形成される同一性です。「直ちに平等を機能させようという意

志」とは思考の産物としての概念の適用ではなくて、人々がお互いに出合い話し合う中で得られた感覚なのです。思考の場合抽象による同一性の概念の確定は同一化を迫る論理の暴力となりますが、内部観測を文化知から行えば、思考の暴力性とは異なる同一性の感覚がそこにはあることとなります。思考による同一化の押し付けではなくて、関係から生じている同一性の感覚に注目し、これを大切に、思考の自己批判を永続させることなしにはこの新しい感性的なものの分有は決して構造化されないでしょう。

つまり社会主義的意識の労働運動の外部からの持ち込みは、政治権力を奪取するという目的での歴史的一時期の政党形成には役立つものの、労働運動にとってはある種の同一化の持込であり、労働運動が「直ちに平等を機能させようとする意志」を構造化することを阻害してきたということになります。階級闘争が成熟してきた今日、外から持ち込まれる社会主義的意識は無用のものとなり、運動にとっては障害物となってきています。

では、「直ちに平等を機能させようとする意志」にもとづいて形作られる感性的なものの分有を構造化していく組織論は可能でしょうか。人の出会い、会話、会議、学習会、今日日常的に行われている活動を内部観測の観点から評価しなおすことがまず求められます。このような日常活動でも、外部からの目的意識の持込の場として捉えられがちです。そうではなく、これらの日常活動を同一性を感覚できる場として、まさしくそれ自体を運動形態として位置づけるのです。

労働運動や社会運動の原点を「直ちに平等を機能させようという意志」においてみましょう。それは「いま」、「ここ」で現実化することが可能でしょう。仕事で働く場、会議の場、抵抗の場、そこで、人々の既成の感性的なものの分有が揺らぎ始めるでしょう。そしてそこに新しい感性的なものの分有が構造化されていくでしょう。デモや集会だけでなく、仕事で働く場や会議がそれ自体が運動形態であるということはこのような意味においてです。

既成の感性的なものの分有とはどんなものなのでしょうか。雇われて働くこと、福祉的就労、消費者、お金がすべて、そこには平等は機能していません。平等を機能させることが実現された時の感性的なものの分有は、各種の運動形態において、その時々の一瞬に実感されることから始まるでしょう。それを積み重ねて構造化するという視点を共有することから Kommunismus 運動は始まるのかもしれませんが。

政治運動から事業へ、政治運動から文化へ、という経過をたどった新しい社会運動が、政治革命から社会革命・文化革命へと転じた後に、この日常から再度政治的なものを構想することが問われています。社会主義的意識の持込が無用になったとすれば、それに変わる組織論の確立が必要でしょう。そのためのたたき台として提起します。

## 第六章 当日のレジユメの残り

(序章のバランスの悪さに加え、これ以降のレジユメとのバランスも悪くなりました。文章化しているうちに、前章のランシユールの根源的民主主義論と、感性的なものの分有論にもとづいて組織論を提案するという、当初の課題設定から外れた地平に到達してしまいました。それで以下のレジユメは文章化を諦めレジユメのまま掲載します。ただし4. 今日政治、の①から③は文章化していますがずいぶん変更しています。)



#### 4. 今日の政治

伝統的政治はサブ政治に対抗できなかった。また個人化によって、労働組合などの既成の運動団体の力も半減してきている。サブ政治が横行している時代の個人化された社会での政治のイメージを提起することが問われる。

##### ① 民主主義的制度の成熟

議会制民主主義という限りでの国家機関の民主主義的制度の完成。現代はポスト民主主義国家と特徴付けることができる。政治における官僚主導の問題は、制度問題ではなく別の切り口が必要。政権交代に伴う高級官僚の入れ替えが不可欠だが日本ではまだ実現していない。(しかし、政権交代で3000人の高級官僚が入れ替わるアメリカで、「回転ドア」の人事がなされていた、という問題もある)

##### ② 政治の変化

これまでの左派の政治は民主主義制度の要求だった。国家機関が民主化されると、もはや制度の問題ではなく、施策の問題となる。今日の国家による統治の手段の一つは、国家があればこの差策を巡る利害関係者のコンセンサスの場となっていることがあげられる。

他方階級支配の道具という見地から国家を見れば、労働者階級を個人へと解体した時点での支配のあり方が変化したという問題となる。個人化にともない自己責任の要求。また資本にとっては自己の利害の追求は国家を国民的競争国家へと組織することとなる(「回転ドア」人事)。しかし、国民を労働者も金持ちも同等と見なして、彼らの間の係争を調停するコーポラティズム国家の側面は残る。

さらにその上に、サブ政治の登場という問題がある。資本による科学技術の適用が、社会的なリスクを孕んでいて、それへの攻防が既成の政党政治の政治的空間の域外で展開されている。

##### ③ 民主主義の再考

現在の民主主義的制度の下で声を無視されている人々がいる。これらの人々の声を政治的空間に登場させることが必要で、そのためには「感性的なものの分有」とその構造化が問われる。それによって、係争のための新しい政治的空間を開くことが現在の民主主義の原理。例えば遺伝子組み換え食品の表示を求める運動は、120万の署名を集めた。これは既成の制度で無視されている声を政治的空間に登場させたことを意味する。

政治運動から事業へ、政治運動から文化へ、という経過をたどった新しい社会運動が、政治革命から社会革命・文化革命へと転じた後に、この日常から再度政治的なものを構想することが問われている。NONGMの飼料開発という社会革命の地平から再度遺伝子組み換え食品反対の政治的キャンペーンにどのようにして向かうのか。

##### ④ 政府の失敗と市場の失敗 第三の道

政府の失敗は日本ではやっと90年代になって知られたが、その解決策は官僚に任せるということに終始した。70年代から政府の失敗が知られていたイギリスでは、サッチャーが新自由主義を導入して改革したが、これは市場の失敗として総括されて、政権交代が行われ、第三の道が実施された。日本では小泉による新自由主義的改革の失敗が明らかとなり、政権交代後の民主党は第三の道に親和的である。

イギリスの場合第三の道はギデンズによって伝統的な社会民主主義のリニューアル

として提起された。日本の場合それが寄って立つサードセクターが微弱なので、政策提言に煮詰めていくにはこれからの努力が必要である。例えば菅首相は「第三の道」という言葉を使い出したが、その内容は、自民党の「公共事業中心の経済政策」を第一の道とし、次いで展開された「市場原理主義による経済政策」を第二の道として、これに代わる「強い経済・強い財政・強い社会保障」を第三の道と名づけただけで、ギデンズのように、サードセクターの課題が提起されているわけではない。

#### 5. 主体の形成

##### ベックの提案

個人化されて、社会の生み出すリスクが個人に背負わされている状況を逆手にとって、個人化社会の中で、「ほんの少しの自分の人生」に対する期待が生み出されるが、その「自分自身の人生」への行政や産業による不当な干渉に対抗することで「新しい社会文化的な共同性を登場」させること。

この観点から遺伝子組み換え反対運動を振り返る。生協運動の意義を再確認する。

企業との闘いは日常生活の消費行動にあり、企業は広告宣伝で消費行動に影響力を発揮しようとしている。生協組合員の消費行動は、これに対抗する闘いとしての意義を持っている。遺伝子組み換え食品への反対行動の最大の力は不買力であり、これが本家のアメリカでも不買運動が登場しようとしている。

#### 6. 今なぜ市場論か

新自由主義に対して、市場原理主義という批判がなされてきた。市場原理というのはそんなに悪いものなのか。今日の新自由主義は、他人を出し抜いて自己の利益を求めるといって投機市場の原理を市場原理であるかのように擬制してきた。これは市場原理ではありえない。もともとの市場原理は取引相手の利益を第一とするものであり、市場は取引関係者の相互互惠の関係をつくってきた。

自己責任論は、投機市場にふさわしいものであり、一般市場で相手をだませば、だまされた側の自己責任とはならない。商品の偽装は犯罪とされる。

新自由主義は営利セクターだけでなく、公的セクターや非営利セクターにまで、自己責任の論理を押し付け、市場化を要求してきた。しかし自己責任論の押し付けは営利セクター自体をも歪めてきた。営利セクターにおいても投機市場の原理を上位にする新自由主義は、株式会社を株主のものとして見なして、株式会社の利益を投機市場に吸い上げてきたのだ。

左派の間に根強くある市場=悪論。資本主義での市場が悪なのか、企業が悪なのか。市場=悪という立場だと、企業を免罪することにならないか。

市場は企業の悪を糾していく場としてある。

#### 7. 自由ということ

左派は自由よりも規律を上位に置いてきた。しかし個人化した時代には、自由の方を上位に置くことが求められる。民主主義と協同の差異に注目すること。民主主義は規律を前提としている。協同は他者への働きかけであり、自己の自由と他者の自由がともに保障される関係である。自発的に協力し合える関係の創造。

## 今日の目的意識性についての断章

\*今書いている文章の一部分(本号、13~5頁)を抜き出して加工してみました。

1. 市田良彦『ランシェール 新く音楽の哲学』(白水社)は、アルチュセールの外部注入論を批判したランシェールの説を紹介していますが、それに留まらず、外部からの教育という方法への反省として、ジャコトの「知らないことを教える」「知の解放」を紹介しています。「普遍的知性を起点かつ終点とする円環」(市田、231頁)を実現することがジャコトの教育でした。

2. ランシェールの言うように、プロレタリアートの闘争が、左派の党派が意図している社会主義的意識の外部注入によるのではなく「直ちに平等を機能させようという意志」にあり、かつそれが既成の感性的なものの分有に代わる、新たな感性的なものの分有を構造化する政治的共同体として組織化されていたと見なすなら、ここにジャコトの「普遍的知性を起点かつ終点とする円環」が描き出されているように思います。

3. この問題は、外部の観察者の視点で運動を見るのか、内部の側からの内容を表現するのかということとも関連しています。外部からの観察は分析して総合するという思考の論理に合致していますが、内部からの表現はそのような形をとりません。ランシェールが感性的なものの分有というとき、これは内部観測に即した表現のように思われます。内部観測とは、内部について観測することや内部から観測するという意味ではなく、対象を外から分析して認識するのではなく、それを相互作用の過程として認識しようという方法です。

4. この内部観測を文化知の方法で探ってみましょう。思考が対象の分析を続け、最も単純なものにまで掘り進んでしかる後に、そこから分析した諸概念を総合して対象の概念を思考の上で作り出すのに対して、内部観測の場合に、お互いが関係し、総合することを通して抽象化がなされるという形態規定の論理を用いてみるのです。

5. 現在の社会の人びとの感性的なものの分有が、ある内実として構造化されている場合、人びとは対面関係において他者を鏡としてこの分有を相互に承認しあいます。この構造化された分有とは異なる「直ちに平等を機能させようという意志」が感性的なものとして伝播していけるのは、関係の継続が運動として機能する中での出来事となるほかはありません。しかもそのような過程は外部から見れば「知らないことを教える」ことであり、「普遍的知性を起点かつ終点とする円環」となるでしょう。

6. 関係の中での抽象は、人々が関係する中で同一性を感覚することであり、唯一性としてある諸個人の間形成される同一性です。「直ちに平等を機能させようという意志」とは思考の産物としての概念の適用ではなくて、人々がお互いに出会い話し合う中で得られた感覚なのです。思考の場合抽象による同一性の概念の確定は同一化を迫る論理の暴力となりますが、内部観測を文化知から行えば、思考の暴力性とは異なる

同一性の感覚がそこにはあることとなります。思考による同一化の押し付けではなくて、関係から生じている同一性の感覚に注目し、これを大切に、思考の自己批判を永続させることなしにはこの新しい感性的なものの分有は決して構造化されないでしょう。

7. つまり社会主義的意識の労働運動の外部からの持ち込みは、政治権力を奪取するという目的での歴史的一時期の政党形成には役立つものの、労働運動や協同組合運動にとってはある種の同一化の持込であり、労働運動や協同組合運動が「直ちに平等を機能させようとする意志」を構造化することを阻害してきたということになります。階級闘争が成熟してきた今日、外から持ち込まれる社会主義的意識は無用のものとなり、運動にとっては障害物となってきています。

8. では、「直ちに平等を機能させようとする意志」にもとづいて形作られる感性的なものの分有を構造化していく組織論は可能でしょうか。人の出会い、会話、会議、学習会、今日日常的に行われている活動を内部観測の観点から評価しなおすことがまず求められます。このような日常活動でも、外部からの目的意識の持込の場として捉えられがちです。そうではなく、これらの日常活動を同一性を感覚できる場として、まさしくそれ自体を運動形態として位置づけるのです。

9. 労働運動や社会運動の原点を「直ちに平等を機能させようという意志」においてみましょう。それは「いま」、「ここ」で現実化することが可能でしょう。仕事で働く場、会議の場、抵抗の場、そこで、人々の既成の感性的なものの分有が揺らぎ始めるでしょう。そしてそこに新しい感性的なものの分有が構造化されていくでしょう。デモや集会だけでなく、仕事で働く場や会議がそれ自体が運動形態であるということはこのような意味においてです。

10. 既成の感性的なものの分有とはどんなものでしょうか。雇われて働くこと、福祉的就労、消費者、お金がすべて、そこには平等は機能していません。平等を機能させることが実現された時の感性的なものの分有は、各種の運動形態において、その時々の一瞬に実感されるところから始まるでしょう。それを積み重ねて構造化するという視点を共有することからコミュニズム運動は始まるのかもしれませんが。

(この断章は、9月11日開かれたKCM合宿でのルネッサンス研究所の趣旨説明のパートに提出したものです。自然発生性と目的意識性はレーニンが『なにをなすべきか』で検討した古典的な論争問題で、社会主義的意識の労働運動の外部からの持込が前衛党の課題とされていて、これは今日の新左翼にも常識として引き継がれています。それもあって、外部注入論については様々な意見が表明されました。私自身『何をなすべきか』を再読する機会をもてないままこの断章を書いたのですが、このテーマは今日でも結構論争問題となるという感触を得ました。『何をなすべきか』の再読が不可避となりました。)



## 後記

記録的な猛暑もやっと過ぎ去ろうとしています。今年の特徴はなんといっても最低気温の異常な高さです。7月下旬から9月上旬まで熱帯夜（25度以上）が続きましたが、ほとんどが28度前後の高温でした。平年では数日あるかないかの最低気温がひと月半以上も続いたのです。

暑さのせいにはたくはありませんが、報告レジュメの原稿化に異常に時間がかかり、結果として当初予定はしていなかった組織論について述べることになりました。私は大体10年位ごとに、実践の総括を踏まえた革命理論についての新規の提案を行ってきています。80年代末には、政治的権力を奪取しても、商品・貨幣関係をなくすことはできないということを原理的に示しました。90年代末には新しい綱領草案をまとめました。そして00年代末は過ぎてしまいましたが、いま組織論についての提案をすることになったのです。そうと意図せずに出てしまった組織論ですが、これからもう一度整理しなおして再提案するつもりです。

ルネッサンス研究所は、もともとは京都で新しく設立されるNPO法人「きずな」の研究所として構想されました。当初「きずな」は派遣労働者のユニオンなど新しい労働運動が社会的基盤をもてない現実をサポートしようという意志を持って準備されましたが、労働組合の共同事務所設置は困難という判断の元に、新たに京都の社会運動の拠点となる共同事務所として出発しました。その「きずな」の研究所の設立趣意書の議論の中で、「共産主義」を正面から押し出した趣意書が作成されたのです。

「きずな」とは別に、ここ1年くらい検討協議がなされていた東京での出版社中心の研究所構想の検討会議にこの趣意書が提案され、私は参加していないので、詳しいいきさつは分かりませんが、合意形成が進み、12月12日（日）にルネッサンス研究所の最初の集まりが予定されています。これまであった、フォーラム'90や、アソシエ21と違って、新しい研究所の総会では徹底討論しようという意気込みのようです。ルネッサンス研究所の趣意書は10月中には『情況』誌、『図書新聞』などで発表されることになっています。そして「きずな」の研究所の方は別の名称と別の趣意書で11月頃には最初の活動が始まるようです。

さて近況ですが、4月から始まったA型事業は、早くも4ヶ月がすぎ、最初の2ヶ月はスタッフはなれない事務や仕事でてんやわんやでしたが、最近は落ち着いてきています。ただ収益力をもう一つ上のランクに上げていかないと、事業の拡大は望めません。この点についてははまだ試行錯誤の段階です。生活協同組合の方は、6月の総代会でエス・コープと都市生活の生活クラブ連合会加盟が決定し、連合会の関西の単協は5つに増えました。生活クラブの関西政策の策定が日程に上っています。共生型経済推進フォーラムは無事NPO法人の認証がなされ、7月25日のシンポジウムも100名の参加で盛り上がりました。

フォーラムの次の取組みは、社会的企業、社会的事業所法制化にむけて、日韓セミナーを11月20・21日は大阪で、22・23日は東京で実施します。これまでずっと日韓セミナーをやってきた共同連との共催です。その後の活動としては、2012年の国際協同組合年を迎えて多様な取組みが予定される中、協同組合基本法を巡って非営利協同セクターの連携をはかっていけるような活動を進めていく必要があると思っています。